

日本国憲法の成立過程 II

「幣原喜重郎が発案し、マッカーサーが同意し、天皇が承認した」

1、歴史に学ぶより忖度優先の時代

「歴史に学ぶ」ことは本当に大切なことだと痛感する昨今であるが、政治家は歴史を知っているのだろうか。近年は「無知学」という学問ができているくらい、無知への警告がなされている。「無知もまた罪なり」である。政治にあたるものが真理と公平を以って国を収めるべきであるが、世界は日毎に平和から遠のいている。

日本の軍事費2%は時期が繰り上げられた。アメリカから大量の武器を買うことになった。アメリカは核実験を再開するという。そういうリーダーにノーベル賞を推薦するという人がいる。かつて忖度を心情とした総理大臣がいた。今は忖度が世界標準になっているかのようである。

忖度の定義は難しい。英語でも真髓をついた言葉が発見できない。心理学では裏面交流に分類されるが、それでも忖度の定義は困難である。「謙り^{へりくだり}、相手が気持ちよくなるように持ち上げながら、心中では相手への軽蔑とこちらの懇願の絡まった複雑な感情で、こちらの要求を満たすように相手を威嚇する。又は仲良くする」私の精一杯の定義である。忖度を見抜けない人も多い。昔は裸の王様と言われたいたが、今ではなんと言おうか。忖度の王子様とでも言うておこうか。ジェンダーの時代だから王女様と言う必要はないだろう。

2、自民・維新連立内閣で一致しているのが憲法改正である。

選挙戦では隠された本音が安全保障問題に絡めた憲法改正とスパイ防止法である。国民の目を目の前の物価問題に惹きつけながら、その問題の解決も進まない中で、国民の目の届けにくいところで大きな問題が煮詰められている。知らされないことで生じる無知の範囲が広がっていることに国民は注視すべきであろう。

「日本とはどんな国ですか」と尋ねられた時、政治家はなんと答えてきたのだろうか。私は海外旅行での旅先で子供達からよくこの質問をされた。答えは簡単であった「戦争を放棄した平和の国」と胸を張って答えることができた。食料自給率38%の国が貿易で助けら

れなければ食が満たされない、そんな国がどうして戦争にお金を出せるというのだろうか。

幣原喜重郎は政治家として、外交官として豊かな体験と見識を以って憲法を作った人である。9条の発案者としても幣原首相の手腕を見て行きたい。

今回はその2回目、幣原首相が第9条の発案者であることを示す文献と憲法に挿入することを反対する勢力に忍耐強く挑んでいった過程を追うことにする。

日本国憲法の成立過程 II

1、平野文書の抜粋

前号の末尾資料に平野文書を掲載した。幣原喜重郎と平野三郎の対談である。その一部を抜粋しながら復習と今月の課題とを関連づけることにする。

(抜粋はゴチック体とした)

私（平野）が幣原先生から憲法についてのお話を伺ったのは、昭和二十六年二月下旬である。同年三月十日、先生が急逝される旬日ほど前のことであった。場所は世田谷区岡本町の幣原邸であり、時間は二時間ぐらいであった。

幣原喜重郎は自分の死期を感じて、今まで秘密にしておかねばならなかったことを弟子に語った。幣原喜重郎は生涯を振り返り自分の平和思想を詳しく平野に説明をした。それを聞いた平野は更に突っ込んだ質問をした。

問 よく分かりました。そうしますと憲法は先生の独自の御判断で出来たものですか。一般に信じられているところは、マッカーサー元帥の命令の結果ということになっています。尤も草案は勧告という形で日本に提示された訳ですが、あの勧告に従わなければ天皇の身体も保証できないという恫喝があったのですから事実上命令に外ならなかったと思いますが。

答 そのことは此処だけの話にして置いて貰わねばならないが、実はあの年（昭和二十年）の暮から正月にかけ僕は風邪をひいて寝込んだ。僕が決心をしたのはその時である。それに僕には天皇制を維持するという重大な使命があった。元来、第九条のようなことを日本側から言いだすようなことは出来るものではない。まして天皇の問題に至っては尚更である。この二つが密接にからみ合っていた。実に重大な段階にあった。幸いマッカーサーは天皇制を存続する気持を持っていた。ところがアメリカにとって厄介な問題が起った。それは濠州やニュージーランドなどが、天皇の問題に関してはソ連に同調する気配を示したことである。これらの国々は日本を極度に恐れていた。日本が再軍備をしたら大変である。戦争中の日本軍の行動は余りに彼らの心胆を寒からしめたから無理もないことであった。殊に彼らに与えていた印象は、天皇と戦争の不可分とも言うべき関係であった。日本人は天皇のためなら平気で死んで行く。恐るべきは「皇軍」である。という訳で、これらの国々はソ連への同調によって、対日理事会の票決ではアメリカは孤立化する恐れがあった。（注、英国も天皇の戦争責任を厳しく追求し、かつ、日本への徹底的な賠償を求

めていたとマッカーサーは語っている)

この情勢の中で、天皇の人間化と戦争放棄を同時に提案することを僕は考えた訳である（中略）

そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出して貰うように決心したのだが、これは実に重大なことであって、一步誤れば首相自らが国体と祖国の命運を売り渡す国賊行為の汚名を覚悟しなければならぬ。松本君にさえも打明けることの出来ないことである。したがって誰にも気づかれないようにマッカーサーに会わねばならぬ。幸い僕の風邪は肺炎ということで元帥からペニシリンというアメリカの新薬を貰いそれによって全快した。そのお礼ということで僕が元帥を訪問したのである。それは昭和二十一年の一月二十四日である。その日、僕は元帥と二人切りで長い時間話し込んだ。すべてはそこで決まった訳だ。

問 元帥は簡単に承知されたのですか。

答 マッカーサーは非常に困った立場にいたが、僕の案は元帥の立場を打開するものだから、渡りに舟というか、話はうまく行った訳だ。しかし第九条の永久的な規定ということには彼も驚ろいていたようであった。僕としても軍人である彼が直ぐには賛成しまいと思ったので、その意味のことを初めに言ったが、賢明な元帥は最後には非常に理解して感激した面持ちで僕に握手した程であった。

マッカーサーが非常に困った立場にいたというのは、アメリカ合衆国（ワシントン）が連合国、特に英国とソ連からの突き上げによって天皇を戦争裁判に起訴するように圧力をかけ、ワシントンもマッカーサーの方針（天皇を裁判にかけない）に反対するものが少なくなかったという状況に合ったことを表している。

昭和二十一年の一月二十四日は秘密会談でありその内容は互いに口外しないことを約束されたことで、幣原首相は約束を心に秘めながら、表では松本烝治国務大臣をして憲法改正草案の作成を命じていたのである。幣原首相は枢密院で憲法改正草案審議始まった4月22日総辞職をして、次期吉田内閣が国务大臣になって第90回帝国議会での憲法改正審議に携わりながら秘密を守り通したのであった。公表したのは死期を悟った5年を経過してからであった。

ところがマッカーサーの方は本国へ帰ってから、徐々に幣原首相との秘密合意を話すようになった。その発表は数度に及ぶが代表的なものをここに引用する。

2、幣原首相発案を証言する外部からの証言

(1)、1946年4月5日

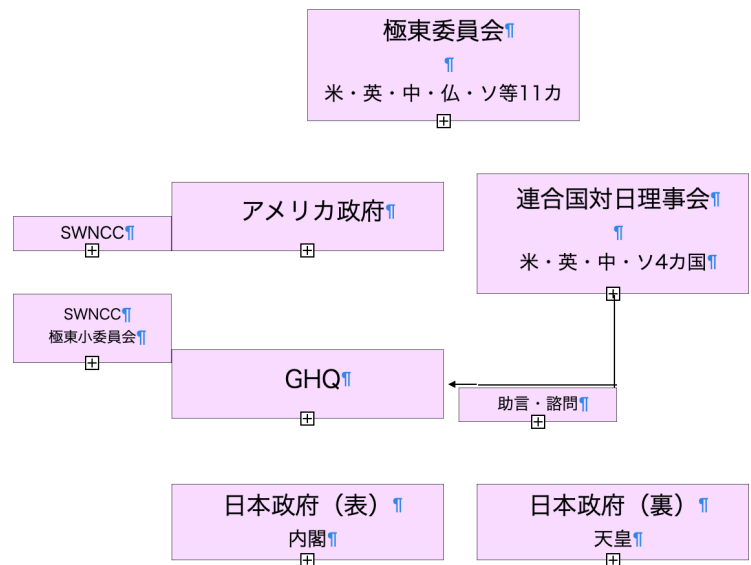
東京で開かれた第1回の「対日理事会」でのマッカーサー挨拶原稿抜粋

新しい憲法は自由と民主の線に沿って編成され、日本政府はこれを次にくる議会の討議に附する意向である。この新憲法草案は、日本国民の間に広く且つ自由に論議され、この全条項を新聞とラジオを通じて全国民の批判に委せようという傾向が見えている。(中略)提案されたこの新憲法の条項はいずれも重要で、その各項、その全部が、ポツダムで表現され所期の目的に貢献するものであるが、私は特に戦争放棄を規定する条項について一言したいと思う。これはある意味においては、日本の戦力崩壊からきた論理的帰結に外ならないが、さらに一歩進んで、国際分野において、戦争に訴える国家の主権

を放棄せんとするのである。日本はこれによって、正義と寛容と、社会的ならびに政治的道德の厳律によって支配される国際集団への信任を表明し、かつ自国の安全をこれに委託したのである。(中略)

私は、戦争放棄の日本の提案を、世界全国民の慎重なる考察のために提供するものである。(中略)

対日理事会は右図のように極東委員会の下部組織ではあるがメンバー国はGHQの行政に拒否権を持っている。マッカーサーが一番嫌った組織であると同時に神経を尖らさなければならぬ組織であった。



上記引用の2箇所のアンダーラインから戦争放棄が、日本の提案だと言っている。この段階では幣原喜重郎とは言えない事情がマッカーサーにも幣原首相にもあった（秘密合意であった）ので、「戦争放棄の日本の提案」という言葉で表し固有名詞を避けている。

(2)、1951年5月5日、

マッカーサー米国議会上院軍事・外交合同委員会での証言

日本国民は、世界中の他のいかなる国民にもまして、原子戦争がどんなものであるかを理解しております。彼らにとっては、それは理論上のものではありませんでした。彼らは、現実死者の数を数え、死者を葬ったのであります。彼らは、彼ら自身の発意で、戦争を禁止する旨の規定を憲法に書き込んだのであります。日本の内閣総理大臣幣原氏—この人は大へん賢明な老人でありましたが、最近亡くなられました（3月10日逝去）この幣原氏がわたくしのところへやって来てこう申しました。（1946年1月24日の秘密会談）

「これは私が長い間考え、信じてきたことですが、この問題を解決する道は唯一つ、戦争をなくすことです。」

彼はまた言いました。「軍人であるあなたに私がこういうことを申し上げてもとうていとり上げていただく訳にまいらないことは私も十分わかっておりますので、はなはだ申し上げにくい次第ですが、とにかく、わたくしは、現在われわれが起草している憲法の中にこの規定を入れるよう努力したいのです。」

私は（マッカーサー）、これを聞いて思わず立ち上がり、この老人と握手しながら、これこそ最大の建設的な歩みの一つであると思うと言わないではいられなかったのであります。

更に、私はそのとき申しました。あるいは世の人々はあなたをあざけるであろう。諸君の御承知のように現在は暴露の時代であり、皮肉の時代であります。世人はそれを受け入れないであろう。それはあざけりの種になろう。本当にそうだったのであります—。それを貫き通すには強い道德的勇氣を要するである

う。そして最後にはその線を保持することができないかも知れないというようなことを申したのであります。しかしながら、私は、この老人を激励いたしました。そして、彼らは、あの規定を書き込むことになったのであります。

日本人は数世紀にもわたって戦争を遂行し、これに成功してきた武人的民族でありました。しかしながら、爆弾によって、かれらは偉大な概念、損失の大きさ、偉大な教訓を教えられ、それを理解して現実に生かそうとしたのであります。

マッカーサーはここでははっきりと幣原喜重郎の名前を出している。それは幣原喜重郎が2ヶ月前の3月10日（78歳）で逝去していたためである。1946年1月24日の秘密会談における秘密合意を二人及び天皇も口外することはなかった。この内容は平野文書と一致している。

(3)、1984年3月5日、

マッカーサーとジョージ・F・ケナン（国務省政策立案本部長）との会談

いかなる時でも武力の行使を放棄するという憲法の条項は日本側の発意であって、自分が日本人に押し付けたものではない。戦争の結果は、日本人の心理に深く影響していた。彼らの戦争放棄はおそろべき国民的体験に対する反応を反映しているものである。

(4)、1995年1月27日、

マッカーサー75歳記念 ロスアンジェルス の市民午餐会での演説

私は、日本人が新しい憲法の制定にあたってこの問題（戦争禁止）に直面したときのことをまざまざと思いだします。日本人は、現実主義者であります。そして戦慄すべき経験を通じて、大量殺人のものすごい結果を知っている唯一の国民であります。

日本人は、もう一度戦争に参加することは、勝つにしても負けるにしても、おそらく、かれらの民族の滅亡を招くであろうということを、実感として知っているのです。

そこで日本の賢明な幣原老首相が私のところに来られて、日本人自身を救うには、日本人は、国際的手段としての戦争を放棄すべきであるということを強く主張されました。私が賛成すると、首相は、私に向かって「世界は我々を嘲笑し、非現実的な空想家であるといって、馬鹿にすることでしょうけれども、今から百年後には、われわれは予言者とよばれるに至るでありましょう」と言われました。

世界は、生き延びようとするなら、遅かれかれ早かれ、この決断に到達しなければなりません。

ただ一つの問は「いつ?」ということです。我々は、もう一度戦わなければ、分らないのでありましょうか? いつの日に権力の座にある大人物のうちだれかが、この人類共通の望み、しかも急速に人類共通の必要事となってきたこの望みを実現するに十分な想像力と道徳的な勇気を持つに至るのでありましょうか。

我々は新しい時代に生きております。我々は、新しい考え、新しい発想、新しい概念を必要としているのです。いつの世にも、だれか指導者が必要ですが、我々こそ、その指導者になるべきであります。我々は、今こそ、世界の諸大国と申し合わせて戦争を放棄する用意があることを宣言すべきであります。その結果は、驚異的でありましょう。

この時は朝鮮戦争が始まっていたことを踏まえて「極東の最終的な運命がどうあれ、軍事力では解決できないだろう。核兵器が登場した現在、戦争はもはや生き残りの手段とはならず、我々の滅亡をもたらすだけである」と平和演説をしている。そして、世界の大物の出現を待望している。アンダーラインを引いたところ「我々は、もう一度戦わなければ、分らないのでありましょうか?」今も我々に問われている問題である。

(5)、GHQ民政局長 ホイットニー著

「日本におけるマッカーサー・・・彼はわれわれに何を残したか」

昭和32年6月毎日新聞社発行

1946年1月24日マッカーサーと幣原首相の秘密会談後のホイットニーの感想

(前略) マッカーサーは、それがどんなことであったかを次のように説明した。 幣原首相はペニシリンのお礼をいった後、今度、新憲法が起草される時には、戦争と軍事施設維持を永久に放棄する条項を含むよう提案した。 幣原首相は、この手段によって、日本は軍国主義と警察テロの再出現を防ぎ、同時に自由世界の最も懐疑的な人々に対して、日本は将来、平和主義の道を追求しようと意図しているという有力な証拠をさえ示すことができると述べた。さらに幣原首相は、日本はすべての海外資源を失ったのであるから、もし軍事費の重圧から解放されさえすれば、膨張する人口の最低限度の必要を満たす、機会をどうにか持つことができることを指摘した。

この問題をマッカーサー元帥と幣原首相のふたりは、二時間半にわたって話し合ったのであった。幣原首相の秘書官岸倉松氏は、幣原首相は、マッカーサー元帥と連絡する前からそのような考えをもっていたのだとあとになって語った。

マッカーサーは、大いに賛成した。国家間の紛争を解決しようとする時代おくれの手段としての戦争を廃止させたいということは、マッカーサーが長年いだいていた燃ゆるよう情熱であった。おそらく現存の人で、マッカーサーほど戦争とその破壊を多く見た人は他にないであろう。

二十を数える戦役の古強者であり、六つの戦争に参加または観戦した人であり、また数千の戦線を生き抜いてきた人であるマッカーサーは、世界のほとんどあらゆる国の兵隊とともに戦い、あるいはこれと敵対して戦った。したがって戦争を嫌悪するマッカーサーの感情は原子爆弾の完成とともに、その頂点に達したのであった。

戦争の問題と、戦争をいかに非合法化するかについてのマッカーサー個人の考え方はよく知られている。

マッカーサー元帥が幣原首相の提案をひどく喜んだのは、戦争問題に関する彼の確信からであった。(p92)そこで憲法草案の準備を進めようと私に命じた時マッカーサーは、その草案が“国家至高の権利としての戦争は廃棄されるという原則を含まなければならないと注意した。この原則は総司令部の運営委員会が作った草案の中に含まれていた。(マッカーサー・ノートの三原則のこと)

そして一ヵ月にわたって司令部と松本委員会との憲法改正論議が行われている間、日本側がどんな形にせよ一度も異議を唱えなかったのは、この戦争放棄条項ただ一つであった。それは、新憲法第二章の第九条であった。(ホイットニーは松本蒸治の執拗な異議と真摯に戦ったことは後述する一小原記)

マッカーサーは、この憲法第九条に対しては常に全面的支持を与え、皮肉屋のねらう攻撃に対しては、強くこれを弁護した。なぜなら、それは実際の立場から、連合国の強制というより、むしろ日本側のイニシアティブを通じて、連合国の政策に基本的なコースを追求めたからである。その政策は、第一に、ポツダムで宣言され、その後日本占領の主要目標として連合国によって特になされたものである。

「マッカーサー元帥が幣原首相の提案をひどく喜んだのは」と著者であるホイットニーはサラリと記しているが、彼らには戦争放棄の提案は幣原首相であることが当然のようになっていたと感ぜられる雰囲気の記事である。

この秘密会談によってマッカーサーの年来の思いも叶い、それがマッカーサー・ノートとなって草案作りの指針となった。「幣原首相は、日本はすべての海外資源を失ったのであるから、もし軍事費の重圧から解放されさえすれば、膨張する人口の最低限度の必要を満

たす、機会をどうにか持つことができることを指摘した。」という言葉は特筆すべきであり、日本国だけでなく、全世界に向けて、今も声を大きくして発する必要があると思う。軍事予算の拡大を煽る政治家が世界を支配するようになった今、日本もその流れに乗りつつある。医療や福祉の崩壊を目の当たりにしながら、1回2万円の給付金で国民の人気を取ろうとする姑息な手段を国民は見破るべきである。無知はみずからを滅ぼすことになることを昭和の歴史から学ばねばならない。

(6)、日本人の調査から

1958年12月、当時の憲法調査会会長高柳賢三が団長となって訪米して第9条の発案者の調査に出かけたがマッカーサー、ホイトニーには面談できず、書簡のやり取りになった書簡で高柳会長が質問していることが記録に残されている。

①幣原首相は新憲法を起草する時に戦争及び武力の保持を禁止する条項を入れるように提案しましたか。

②貴殿（マッカーサー）がこの考えを新憲法に入れるように日本政府に勧告したのですか。

これに対してマッカーサーの答えは

「戦争を禁止する条項を憲法に入れるようにという提案は、幣原首相が行ったのです。

（中略）首相の提案に驚きましたが、首相に私も心から賛成であると言うと、首相は明らかに安堵の表情を示され、私を感動させました。」これは1946年1月24日のことである。

憲法第9条が幣原喜重郎の発案であることの証明を当事者であるマッカーサーの諸々の発言及び第三者として側近のホイトニーの著作を通して見たきたが、その中に共通して核戦争への脅威が語られている。これこそ現代の世界が直面している厳しい事実である。幣原喜重郎が「100年後我々は予言者と言われるかもしれない」といわれた時まで後20年となった今、もしかすれば最終戦争が起きているのか、これから起こるのかは大国のリーダー次第である。日本国も例外ではない。日本国こそ第9条の原理に従って平和への実現に向けたメッセージを発することができると思う。

1946年1月24日の幣原首相とマッカーサーの秘密会談はポツダム宣言から始まる日本国への戦後処理政策の賢明さと、知恵の結集と言えるのではないか。しかし、その実現の前の立ち足はかかる大国の壁は厚い。

かくて、第9条の発案は幣原喜重郎であり、それに心底同意したのがマッカーサーであることが明らかになった。1951年5月5日までは秘密会談の内容は秘密にされなければならなかった。その理由を知ることも重要である。

(7)天皇とマッカーサーの第3回目の会談 1946年10月16日

天皇とマッカーサーの会談は11回あるが、その内容は秘密が守られている。研究者が傍証資料から推定されて、第3回目については、会談の内容の一部が明らかになっている。

笠原十九司著「憲法九条論争」p14-14から引用する。

天皇とマッカーサーとの間で交わされた会話の一部

陛下

今回憲法が成立し民主的新日本建設の基礎が確立せられた事は、喜びに堪えない所であります。この憲法成立に際し貴将軍に於て一方ならぬ御指導を与えられた事に感謝いたします。

元帥

陛下の御蔭にて憲法は出来上ったのであります(微笑しながら)。陛下なくんば憲法も無かったであります。

陛下

戦争放棄の大理想を掲げた新憲法に日本は何処までも忠実でありましょう。世界の国際情勢を注視しますと、この理想よりは未だに遠い様であります。その国際情勢の下に、戦争放棄を決意実行する日本が危険にさらさせる事のない様な世界の到来を、一日も早く見られる様に念願せずに居れません。

元帥

最も驚く可きことは世界の人々が、戦争は世界を破滅に導くという事を、充分認識して居らぬことであります。戦争は最早不可能であります。戦争を無くするには、戦争を放棄する以外には方法はありません。それを日本が実行されました。五十年後に於て、私は予告致します。日本が道徳的に勇敢且賢明であった事が立証されましょう。百年後に日本は世界の道徳的指導者となったことが悟られるであります。世界も米国も未だに日本に対して復讐的気分が濃厚でありますから、この憲法も受く可き賞賛を受けないのであります。凡ては歴史が証明するであります。

会見記録の最後に「寺崎御用掛謹記」

マッカーサーが「50年後～～～100年後～～～」のくだりは幣原喜重郎が1月24日にマッカーサーとの会談で話した内容と一致している。

笠原十九司はその著作「憲法九条論争」において多くの傍証を用いて第九条の発案は幣原喜重郎、同意者はマッカーサー、承認は天皇、この三者の協力によって象徴天皇制と戦争放棄がセットにした憲法改正が出来上がったことを主張されている。反対論者の主張も検証されている。その方法論にも私は納得し賛同している。

3、なぜ、秘密にしなければならなかったのか。

幣原首相は1946年1月24日の秘密会談で「象徴天皇制と戦争放棄」のセットでマッカーサーに命令として出して（押し付けられた形をとって）欲しいと依頼している。

その理由は

(1)天皇の政治・軍事権力をいっさい奪う象徴天皇制に対しての根強い反対があった。松本烝治案がそうであるように天皇の地位は大日本帝国下と変わってはならないとする旧軍組織や右翼、保守勢力の力が強く残っており、日本人がこのようなことを発言するとテロを惹起する恐れがあった。

但し、結果としては天皇の勅令によって発表されたので、この形をとる必要はなかった。マッカーサーにとっては公式的には押しつけを感じさせることは排除せねばならなかった。連合国（特にソ連）に対しては、あくまで、日本が独自に作成していることを示さなければならなかった。

(2)幣原首相は1946年10月25日日本における憲法改正をするために憲法問題調査委員会を内閣におき、その委員長に松本烝治国務大臣を指名した。この委員会の目的はポツダム宣言に則り「日本国民の自由に表明する民主化された意思」を示すための憲法を作成すること。そして国民が選んだ国会の決議を経たものでなければならなかった。女性にも参政権を与えた普通選挙の実施も必要であった。この姿勢はアメリカ合衆国に対してではなく連合国の極東委員会に示し、日本国民が自主的で民主的な憲法を作成しなければならなかった。

また、幣原首相は公式的には松本烝治に作成を指名しながら、象徴天皇制と戦争放棄についてはマッカーサーと秘密裏に案を練っていた。松本大臣にも言えなかった理由がこれである。このダブルスタンダードの故に秘密にしなければならなかった。

(3)この秘密性はマッカーサーにとっても好都合であった。占領政策を円滑に進めるためには国内的には天皇を利用することが必須であることを知らされていたマッカーサーが、極東委員会の中にある天皇を戦争犯罪人として処罰すべきという者、特にソ連代表に、天皇を利用していることが明らかになることは避けねばならないことであった。同時に極東委員会が活動を始める1946年2月26日前には「日本が主体的に作成した憲法改正草案」を既成事実として終えておく必要に迫られていたマッカーサーにとっては天皇の力をかりなければならなかった。幣原首相とマッカーサーの利害の一致、意気投合がこの秘密合意であった。

天皇制をどのような形で継承していくのかは国民が決めることとポツダム宣言で認められていた。そのためには普通選挙によって選ばれた国会での議決が必要である。普通選挙を実施するには婦人参政権を認めなければならない。これらのことは1945年12月7日GHQの指令のもとで決められ、第1回普通選挙日は1946年4月10日と決められていた。広く国民の意見を求めるために憲法改正草案は3月半ばには完成しておかねばならなかった。

このような秘密性を含んだ動きをしなければならなかった歴史的背景を日時をおって検証する。

4、日本国憲法成立までのプロセス（日記）

以下は一部前号と重複している。

1945年10月24日、
憲法問題調査委員会が内閣に発足

幣原首相は松本烝治国務大臣を委員長として指名した。この時期にはまだ近衛文麿がGHQの批判を浴びながら憲法改正に取り組んでいた。

11月5日

憲法研究会（民間の機関）が発足し12月26日「憲法草案要綱」をGHQに提出した。
これは高い評価を受け、一部の関係者は「これで日本に任せられる」と感じた。

11月9日

幣原首相はマッカーサーと2回目の二人だけの会談 憲法問題に関する日本の動きについての情報収集とその問題点について話し合ったか（推定）

11月22日、

近衛文麿は「改正要綱」を天皇に提出した。
内容はポツダム宣言を無視したものとして、近衛非難が増長した。

11月24日

幣原首相はマッカーサーと3回目の二人だけの会談、お互いの信頼が深まるか（推定）

11月26日

天皇は近衛文麿に憲法改正作業の中止を命じられた。近衛には12月6日戦犯として逮捕状が出された。ここで近衛の憲法改正作業は終了した。

11月29日

アメリカ統合参謀本部はマッカーサーに通達

「アメリカ政府としては、日本の占領と改革政策を混乱なく遂行するために天皇制を存続させてきたが、もしも天皇抜きでも占領が満足する形で進行できるならば、天皇を戦争犯罪人として軍事裁判にかけようと考えているが、最終的な判断は、マッカーサーの天皇を戦争犯罪を立証する証拠の収集の報告を待つ」（マッカーサーは10月1日天皇を戦争犯罪人にしないことを決意してGHQ内だけの秘密としており、米国政府にも日本にも極秘として占領政策を推進していた。）

11月30日

天皇は幣原首相を呼び1時間半に渡り現下の状況の報告を受けた。

12月6日

近衛文麿、木戸内大臣らが戦犯として逮捕状がでる。近衛は16日自害した。

12月7日

婦人参政権が認められる。普通選挙日は1946年4月10日と決める。

12月8日

松本四原則が提出された。後の松本私案。保守的で天皇の主権は温存されている。

12月11日

松本四原則を見たアメリカ・SWNCC極東小委員会から「日本の天皇制の取り扱いに関する政策の定式化」がマッカーサーに伝えられる。この内容は決定的に日本に影響を与えるものであったと考える。即ち、その内容は

- ①天皇が神であることの否定（後に天皇の人間宣言となる）
- ②天皇の神秘のベールを取り払う（後に天皇の地方巡幸となる）
- ③日本の憲法草案への指針（民主化、基本的人権等）

12月21日

毎日新聞がこれらの憲法改正の動きをスクープして世論がその動きを知ることになる。

12月26日

民間の憲法研究会（11月5日発足）が「憲法草案要綱」をGHQと幣原首相に提出した。幣原首相は風邪で寝込み1月15日まで静養することになった。

12月31日

松本烝治は鎌倉山の私邸に籠り松本私案の作成に集中する。

1946年

1月1日

天皇の人間宣言（新日本建設に関する詔書）を発表。12月11日のSWNCC極東小委員会から「日本の天皇制の取り扱いに関する政策の定式化に即応したが、その制作過程には天皇の抵抗と作成者の苦労があったが断行せざるを得ない状況であった。

1月4日

軍国主義者の公職追放令が発布

GHQは軍国主義者の公職追放令を指した。その中に松本烝治が含まれていたが、幣原首相の計らいで逮捕は逃れた。

これを病床で聞いた幣原首相の風邪が悪化して肺炎を患った。

この事態を聞いたマッカーサーは自分の主治医に命じてペニシリンを届けた。

この特効薬によって幣原首相の病状は回復し15日は復帰できた。

この友情的な行為が歴史を作り変えていく原動力となるのは不思議なことである。

年末年始の休養の期間に幣原喜重郎は思考深くすることができ、78年の人生を振り返り我がゆく道を見出した。それが「戦争放棄と軍備全廃の決意」であった。

1月7日、

アメリカ政府は「SWNCC-228」（日本の統治体制の改革）承認し
マッカーサーに送付し草案の早期起案を催促してきた。

その概要は次のとおり。

- ①主権在民、日本国の主権は日本国民に由来する。
- ②天皇の地位、天皇は国民の委任により、もっぱら国家的儀礼を司る存在となる。
- ③基本的人権の保障、国民の言論、学術、芸術、宗教の自由を妨げるいかなる法令も
発布できない。
- ④生存権の保障、国民は健康で文化的な生活水準を営む権利を有する。
- ⑤男女平等、男女は公的私的に完全に平等の権利を共有する。
- ⑥自主性、改革は日本政府が行うように導くべきであり、命令は最後の手段とする。

これらの原案はSANCC極東小委員会の手になるもので、新しい日本の憲法の枠組みとなる。
条文案も殆ど出来上がっていた。

ただし、この中には天皇の問題と戦争放棄に関する事項は含まれていないことに注目しなければならぬ。

1月7日

松本は幣原首相と天皇にも私案を見せた。天皇は2時間に渡る彼の講義に嫌悪しつつ忍耐
して説明を受けた。

1月21日、

幣原首相はマッカーサーの3回目の会談準備・天皇を訪問

幣原首相は天皇を訪問し、マッカーサーとの第3回目の会談の準備をしていた。マッ
カーサーのと秘密合意（24日）となる内容をあらかじめ伝え承認を得ていたと考えらる。

1月22日、

オーストラリア代表から天皇を主要戦犯とすることの要求

アメリカ統合参謀本部よりマッカーサーに「連合国戦争犯罪委員会の豪州代表から主要戦
争犯罪人として天皇を含む61名のリストが提出された」と報告があり「天皇を告発すべき
か否かの返答を待つ」との指令があった。

1月24日、

幣原首相、マッカーサー第3回目の訪問、二人だけの秘密会談(1)

幣原首相はペニシリンのお礼という大義名分で訪問。

幣原首相は「戦争放棄、戦力不保持」を主張し。マッカーサーは「象徴としての天皇制護
持」を主張してこれをセットにして憲法改正の大黒柱とする。このセットはマッ
カーサーにとっては連合国対策そして極めて効果のあるものと安堵感があつた。

彼は昨年10月1日天皇を戦犯として起訴しないことを心に秘め決意していたからである。

幣原首相にとっては、天皇制の変更は国内で強い抵抗もあり、日本人首相としては公言できないので、マッカーサーに依頼して米軍によって「押し付けられた形」にして欲しいと持ちかけた。

この日の会談は日本国憲法にとって最も重要な日であるとする。(以上は前号の復習)

1月25日、

幣原首相は天皇に前日のマッカーサーとの会談の内容を報告。秘密内容であるので、天皇も最後までこの内容は誰れにも語らなかった。

マッカーサーも内密にアイゼンハワー陸軍参謀長に電報で報告した。アイゼンハワーも秘密を守り通した。その報告に加えて、「天皇には明確な戦争責任がない、東京裁判に天皇を追訴してはならないこと」を強く進言していた。

マッカーサーは1945年10月1日、天皇を戦争犯罪人としなかったことを決意していた。アメリカ本国にも日本にも伝えられることはなかったマッカーサーの個人的内心の決意であった。その立証資料をボナ・フェラズに収集するように命じていた。天皇に開戦疑惑がないことを立証としていたが、困難を極めていた。

しかし、24日の幣原首相との秘密合意の内容によって天皇の起訴を免れると確信したためにアイゼンハワーに報告した。この報告は昨年11月29日SWNCC本部からの指示に対する報告であった。

1月26日、

天皇は昨日に続き幣原首相を呼び会談、「象徴天皇制を戦争放棄と軍備全廃をセットにすることで、連合国側（ソ連を含む）も天皇制の継続を認める保証となる」という内容を確認して承認した。天皇の「意に叶った」ものであった。この時の説明で天皇にも「戦争放棄と軍備全廃」の発案が幣原首相であることが分かった。

1月29日、

閣議で松本私案の審議が始まった。2月5日には吉田外相がホイットニーに非公式の会談を申し入れ2月12日に正式な日本案を提出することを承認してもらうことになっていた。

それに間に合わせるように5日間に渡る審議を予定していた。

1月30日

松本私案審議中に幣原首相は、天皇の統帥権と軍事にかかる条項を削除させた。

2月1日

ところが不可解なことが起こり、審議中の松本私案の内容が2月1日毎日新聞にスクープされた。その内容があまりにも保守的であったのでGHQを激怒させた。（閣議決定をさせなかったことは幸いした。または閣議決定する間もなくスクープされたのかもしれない。）

スクープした毎日新聞の記者の動きは真に不可解である。

記者西山某は枢密院詰めの政治記者、憲法調査委員会の事務局にあった松本私案のプリントを持ち出して、会社に戻り、デスク以下全員で手分けして筆写した後、また事務局に戻したという。犯罪行為が問われたとは記された文章は見出せない。その行為の遵法性は別にして、このスクープは日本の今後にとって大きな影響をもたらすことになる。即ち、第日本帝国憲法から脱皮できた瞬間がこのスクープの持つ意義である。このスクープが遅れていたらマッカーサーは非常に困った状態になっていた。そのために予想される重大事は想像に難くない。

2月2日

ホイットニーはマッカーサーに松本私案の内容を報告した。明治憲法の焼き直しにマッカーサーの怒りが絶頂に達する。GHQ側には極東委員会の活動が始まる2月26日迄に「日本国民の自由な意思による民主的な憲法草案」を完成する必要があった。この日を過ぎるとマッカーサーの思うような動きは制限され連合国の干渉が厳しくなる。そうなると天皇の戦争責任をめぐって煩瑣な問題が生じることになる。マッカーサーの焦りは恐怖に達していたと思われる。

ホイットニーは2月12日迄に「(GHQ)側で新憲法草案を完成させ、出来上がったものを、日本人が作ったものとし（松本私案を否定して）受け入れさせ、「日本側が作ったもの」としてマッカーサーが承認する。それを全世界（連合国対策）に公表する。」世界を相手に大芝居をうつことになったわけである。ここまでしてマッカーサーは天皇の地位を守りたかった。それは占領政策を円滑にするには天皇の力が必須であることを肝に銘じていたからであろう。

2月3日

マッカーサー三原則（マッカーサー・ノート）をホイットニーにわたした。

この原則は必ず憲法に入れなければならないという命令である。

全文は以下のとおり。

①天皇は、国の元首の地位にある。皇位は世襲される。（1章）

天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に応えるものとする。

②国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

③日本の封建制度は廃止される。（3章）

貴族の権利は、皇族を除き、現在生存する者一代以上には及ばない。（中略）

ここで注意しなければならないことは、アメリカがかねてから考えていたアメリカ案の方針SWNCC-228(1946年1月22日指示)には戦争放棄に関することは触れられていなかった。ここで初めて幣原首相の思いが公式的に取り上げられるようになった。これは1月24日の秘密会談の影響であったと考えられる。

2月4日

ホイットニーはGHQ案作成のチームを編成。12日迄に完成させるという厳しい指令を出す。完全な緘口令^{かんこうれい}がひかれた。このような事情が漏れることはポツダム宣言に反することであった。ポツダム宣言（特にバーンズ回答）には「日本国民が自由に表明する民主化された意思によって決定された憲法」を作ることが宣言されていた。これをGHQが破ることになる。連合国（特にソ連）からの厳しい抗議がなされることは明白であった。

25人のメンバーが選ばれ九日間の格闘が始まる。その中に日本人の女性の地位の民主化に尽力を尽くしたのがベアテ・ゴードン・シロタさんである。彼女の娘さんもこの後に関わってくる。彼女については後日再掲の予定である。日本の女性の尊敬に値するほどに日本女性の人権擁護に貢献した人である。

2月6日

天皇は幣原首相を呼び出して毎日新聞のスクープから後の情勢と動きについて事情を聞かれている。

2月7日

松本烝治は松本私案を天皇に説明に行った。

2月8日

天皇は幣原首相を呼び出し事情を聞いている。

松本私案は私案をGHQに提出した。

2月9日

松本烝治は天皇を訪問して松本私案を再度説明をして裁可を願ったが天皇は裁可しなかった。

2月11日

夕刻、4日取り掛かったGHQ案がホイットニーに渡される。

2月12日

ホイットニーが若干の修正をしてGHQ案が完成する。

ホイットニー2月2日にマッカーサーと約束したように、2月12日迄に「(GHQ)側で新憲法草案を完成させ、出来上がったものを、日本人が作ったものとし（松本私案を否定して）受け入れさせ、「日本側が作ったもの」としてマッカーサーが承認する。そのプロセスを全世界（連合国特にソ対策）に明らかにするためにも松本烝治と忍耐強く交渉したのであらうと私は思う。

同時に、この時代に日本においてはポツダム宣言にそった憲法を作る能力がなかったことを暴露していることも明白である。与えられなければ戦後処理は収拾がつかなかったであらうし、民主的な憲法の成立には至らなかったかもしれない。押しつけられたとは言っても第1条天皇と第2条戦争放棄は幣原首相とマッカーサーの会談の中で発せられたことであり、押しつけられた形を取らな

ければ9条は日本側に賛同は得られなかったのである。その意味でも超保守的な松本烝治の反動的な言動が日本には良い結果をもたらしたといえるだろう。

2月13日

ホイットニーは吉田外務大臣（官邸）を訪問してGHQ案を渡し、20日迄に回答するように命じた。

同時に8日に提出された松本私案を拒否した。

松本烝治の粘り強さが窺われるが、彼を支えている裏の勢力の強さを感じざるを得ない強固さである。この後もまだ松本の動きは止まらない。

2月16日

天皇は幣原首相を呼び出してこの間の事情の説明を求めている。

2月18日

松本烝治は松本私案の追加説明書をGHQに提出した。その折に13日の回答を20日迄にするように命じられたと幣原首相に報告した。

2月19日

天皇の地方巡幸が始まる。

閣議での幣原首相の発言「松本私案はもちろん内閣の確定案ではなく、一応日本側の仮案を示して、先方の意向を叩くつもりであったが、事ここに至っては極めて事態重大であるから、自分も至急マッカーサーに面会して話をしてみたい」と、20日までという総司令部への回答を22日に延期することを求めた。

2月21日

幣原首相とマッカーサーの第2回目の秘密会談は3時間余に及ぶ。

会談の内容は推定であるが、翌日の定例閣議での説明対策であったと思われる。

天皇制の維持（象徴天皇制でもよいというのは天皇の承認済み）と戦争放棄と軍備撤廃をセットすることによって、天皇制の護持（起訴されない）ことが保障されることを強調すること。及び戦争放棄という不戦条約の実行を率先するという国際的な模範を示すことで日本の威信を回復すること等の話し合いがもたれた。二人の間で基本的合意が確定したこの場で20日の回答期限を22日まで延期を申し入れた。

2月22日

定例閣議で昨日の会談の内容が報告された。席上、松本烝治は反対を表明した。

このとき芦田厚生大臣が次のように語り松本を説得した。

「戦争放棄を非常に珍しい規定のごとく言われますが、すでに不戦条約その前例もあることですから、松本先生の学識を持ってすれば、改正案の立案も不可能なことではないであろうから、一つ努力していただきたい。」芦田均はこの後最終場面で修正案を出してそれが現在の憲法になっている。

午後、松本烝治は吉田外相を伴ってホイットニーを訪れ、何かと説明を加えたが全て拒否された。

午後、幣原首相は天皇を訪問して21日から22日にかけての顛末を報告。GHQ案を説明
幣原首相はこの時、天皇がどう反応するか非常に緊張していたが、天皇は「徹底した改革案を作れ、その結果天皇の地位がどうなってもかまわない」と言って幣原首相は安堵したという。p238 ここで新しい憲法の内容を天皇が承認（裁可）したことになる。

平野文書ではこの時の談話を「憲法は天皇と元帥の聡明と勇断によってできたといつてよい。たとえ象徴とは言え、天皇と元帥が一致しなかったから、天皇制は存続しなかっただろう。危機一髪であったといえるが、結果においては、僕は満足し喜んでいる。」

「満足して喜んでいる」とあるのはこの日の訪問はGHQ草案を天皇に報告（上奏）して裁可をえたことをさしている。

この時は日本はまだ大日本帝国憲法下にあつて、天皇の承認がなければ憲法改正はできない。その条文は第73条1「将来、この憲法の条項を改正する必要があるときは、勅令をもって議案を帝国議会の議に付すべし」とあり勅令がなければ改正はできないのであつた。天皇の勅令となると松本烝治もその背後の者も反対できないのが当時の状況であつた。日本として憲法改正の画期的方向が決定したのは実にこの2月22日であつた」（入江俊朗）

2月26日

第1回極東委員会がワシントンで開催された。

ここでは日本の再起を恐れた国々、特に中国から天皇制否定の声が上がった。

新憲法草案が22日、かろうじて間に合ったが、マッカーサーは今度は「対日委員会」の活動開始4月5日を意識して早急な対処を迫られている。

3月4日

松本烝治は松本私案が諦めきれず、ホイットニーを訪問する。GHQ側は門前払いをするのではなく、松本に帯同させられた日本人通訳と法制局第一部長佐藤達夫を交えて逐条検討に入った。しかし、内容が、相変わらずポツダム宣言を無視したものであつたので、ホイットニーは怒り打ち切った。しかし、その後をケーディス大佐が対応してくれたが、松本烝治の態度が彼を激怒させ、松本は退席した。

ケーディスは佐藤達夫の能力に感服して声をかけ、松本私案が不適切であることを承知の上で、それを丁寧に取り扱い松本私案の逐条英訳を命じた。。GHQは松本烝治の出席を求めたが、彼は健康上の都合で来られないと断った。佐藤はGHQのメンバーを相手に英訳と説明をして、この作業が終わったのは翌日5日の午後4時頃であつた。佐藤は突然の徹夜作業になったことに驚きながら、ケーディスらの熱心さと誠実さに導かれて、大役を果たした。ケーディスは松本私案を丁寧に取り扱っている。無碍に断ったのではなく、理解

した上で内容の保守性ゆえに没にしたと同時にうまく利用した。即ち、連合国（特にソ連）に対して憲法草案は日本人が作成したものであると主張した。

3月5日

(1)英訳が完了した憲法改正草案要綱は即日特別仕立ての飛行機でワシントに届けられた。日本では閣議が開かれ、松本烝治が再対案を作って交渉すべきであると主張した。殆どの閣僚がことここに至っては「草案は日本側が自主的な案として作成した」としてアメリカと同時に発表することに決定した。この芝居は連合国と対日委員会対策としてやむおえず取らねばならなかった。

(2)この決定を持って夕方、幣原首相は松本烝治を伴って天皇を訪問し、この間の経緯を説明した。天皇は実によく事態を認識されて、異議はないとして勅語を与えられた。なぜ、勅語が必要であったか。それは大日本帝国憲法73条「将来この憲法の条項を改正するの必要あるときは勅令を以って議案を帝国議会の議に付すべし」を遵守しなければならなかった。天皇の承認は既に2月22日にも得ているが、勅語となって誰も反対できない決定となった。

(3)この経緯を踏まえて閣議が再開され勅語を賜ったと報告された。

天皇の勅語

朕（天皇は）先にポツダム宣言を受諾せるに伴ひ日本国政治の最終の形態は日本国民の自由に表明したる意思に依り決定せらるべきものなるに顧み、日本国民が正義の自覚に依りて平和の生活を享有し、文化の向上を希求し、進んで戦争を抛棄して誼（よしみ）を万邦に修むるの決意なるを念ひ、乃ち国民の総意を基調とし人格の基本的権利を尊重するの主義に則り、憲法に根本的の改正を加へ、以て国家再建の礎を定めむことを希う、政府当局其れ克く朕の意を体し、必ず此の目的を達成せむことをせよ。

3月6日

臨時閣議で「憲法改正草案要綱」の逐条審査を実施して夕方、勅語と共に新聞発表となった。

第一・天皇

第1条 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象征タルベキコト

第2条 皇位ハ国会議決ヲ經タル皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承スルコト

第二・戦争ノ抛棄

第9条 国権発動トシテ行フ戦争及武力依ル威嚇又ハ武力行使ヲ他国トノ間紛争ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ抛棄スルコト

陸海空軍其ノ他戦力保持ハ之ヲ許サズ国ノ交戦権ハ之ヲ認メザルコト

天皇が勅語により、主権在民と国民の基本的人権を認め、世界平和のために戦争の放棄を決意した新憲法草案を作成し、これにより国家再建に努めるという天皇の意思を表明したことによって、時の旧軍勢力や右翼もそれを受け入れざるを得なくなった。このような形にすることによって幣原首相が懸念していた国内からの圧力も抑えることができた。

また、マッカーサーはポツダム宣言及びアメリカ政府の方針に沿って「日本国民の自由に表明する民主化された意思により決定される憲法改正にこぎつけた」という安堵があったと思う。そして、GHQならびにアメリカ政府は天皇制を利用しながら日本の民主主義改革を図るという占領政策が大きく前進したのである。

この「憲法改正草案要綱」は広く国民に知らされ多くの人々が検討論議をして国会での決議に向かって進んでいく。その前提として普通選挙法に基づく選挙が4月10日に実施された（選挙告示は3月11日）、枢密院での審議が4月22日から始まり、幣原喜重郎内閣は総辞職、5月22日吉田茂が総理大臣となり6月20日第90回帝国議会が開院となる。枢密院、衆議院、貴族院での修正がなされ11月3日に日本国憲法が交付された。修正過程で第9条が思わぬ展開になる。次回その詳細を記載したい。

。

パリ通信・第167号

ニース「マルク・シャガール国立美術館」

11月11日フランスは「第一次世界大戦(1914-1918)終戦記念日」である。

100万人の死者、400万人の負傷者、言い換えれば毎日900人の若いフランス人が戦場に消えていった恐ろしい大戦だった。成年男子が激減しその後の社会に大きな影響を与えた。

最近では丁度10年前2015年11月13日「パリ・バタ克蘭劇場」の無差別テロ事件が記憶に新しい。1500名を収容するバタ克蘭劇場内で二時間半に及ぶ機動隊との銃撃戦で130名が命を落とした。



翌2016年7月14日にはニースのプロムナード・デ・アングレをトラックで暴走し86名の死者と458名の負傷者を出したテロ事件が起こった。戦争やテロで命を絶った人たちを悼む11月、ニースに出張し久しぶりにシミエの丘に建つ「マルク・シャガール国立美術館」を訪れた。（プロムナード・デ・アングレに立つ記念像「ニース湾の天使」(ジャン・マリー・フォンダカロ作) (86名の犠牲者の名前が刻まれている)

<マルク・シャガール>

1887年7月7日現在のベラルーシにあるヴィテプスクのユダヤ人家庭に生まれ、1985年3月28日サン・ポール・ド・ヴァンスで死去するまでの98年を生きたシャガール。戦争やユ

ダヤ人虐殺に苦しみながらも「愛」と「希望」と「夢」を描き続けた大切な画家である。1911年パリでドロネー、レジェ、スーチン、リプシッツ、モジリアニ、作家マックス・ジャコブ、アンドレ・サルモン、ギヨーム・アポリネールらと交友を結ぶが、1914年第一次世界大戦勃発を機に故郷ヴィテプスクに戻る。

1914年から1922年までは「ロシア時代」で1915年ベラと結婚、モスクワとサンペテルスブルグで活動。

1923年再びパリに戻り、1935年ナチスから「廃退芸術家」のレッテルを貼られ、1937年フランス国籍を取得する。1941年ナチス占領下にあったフランスからニューヨークへ亡命。1941年から1947年の「アメリカ亡命時代」は戦争やユダヤ人民の不遇を色濃く反映する作品を描き、1944年ベラの急死に大きな悲しみを受ける。



1948年再びパリに戻り、1950年から南仏ヴァンスに移り住む。1952年ヴァランティヌ・ブロッキーと再婚。ヴァンスに移り住んでからはステンドグラスや陶器、モザイク、タペストリー、リトグラフも手掛け、70歳を迎える1958年には大型制作の注文が相次ぎ、メッス、ランス、エルサレム、ニューヨーク国連事務所、チューリッヒのステンドグラス、パリ・オペラ座の天井画、ニューヨーク・メトロポリタン壁画が生まれる。



1952年から制作を始めた「聖書のメッセージ」作品群をシャガールはフランスに寄贈し、1973年「マルク・シャガール国立美術館」～聖書のメッセージ～が落成した。

「聖書のメッセージ」作品群は2部に分かれ、メインの展示室に12点の作品(創世記と出エジプト記)と隣接する六角形の小さな展示室に5点(「ソロモン雅歌」)を収めている。

シャガールは歌と踊りで表現する大衆ユダヤ教ハシデイスムの信心深い家庭に育ち、信仰が大きく失われた20世紀においても画家として神の使いを努めようとしたのである。シャガール自ら作品展示の配置を決め、

「人類の創造」(1956-1958年、300x200 cm)を作品群の始まりとした。天を描いた黄色と地上・大洋の青の対比、回転する太陽の原色系の色彩、人類以前に創られた動物たち、第二世界大戦で犠牲になったユダヤ人民

を象徴する磔刑、シャガール宗教絵画の頂点にある作品群で「人類の創造」「楽園」「楽園を追放されるアダムとエヴァ」「ノアの方舟」「ノアと虹」「アブラハムと三天使」→

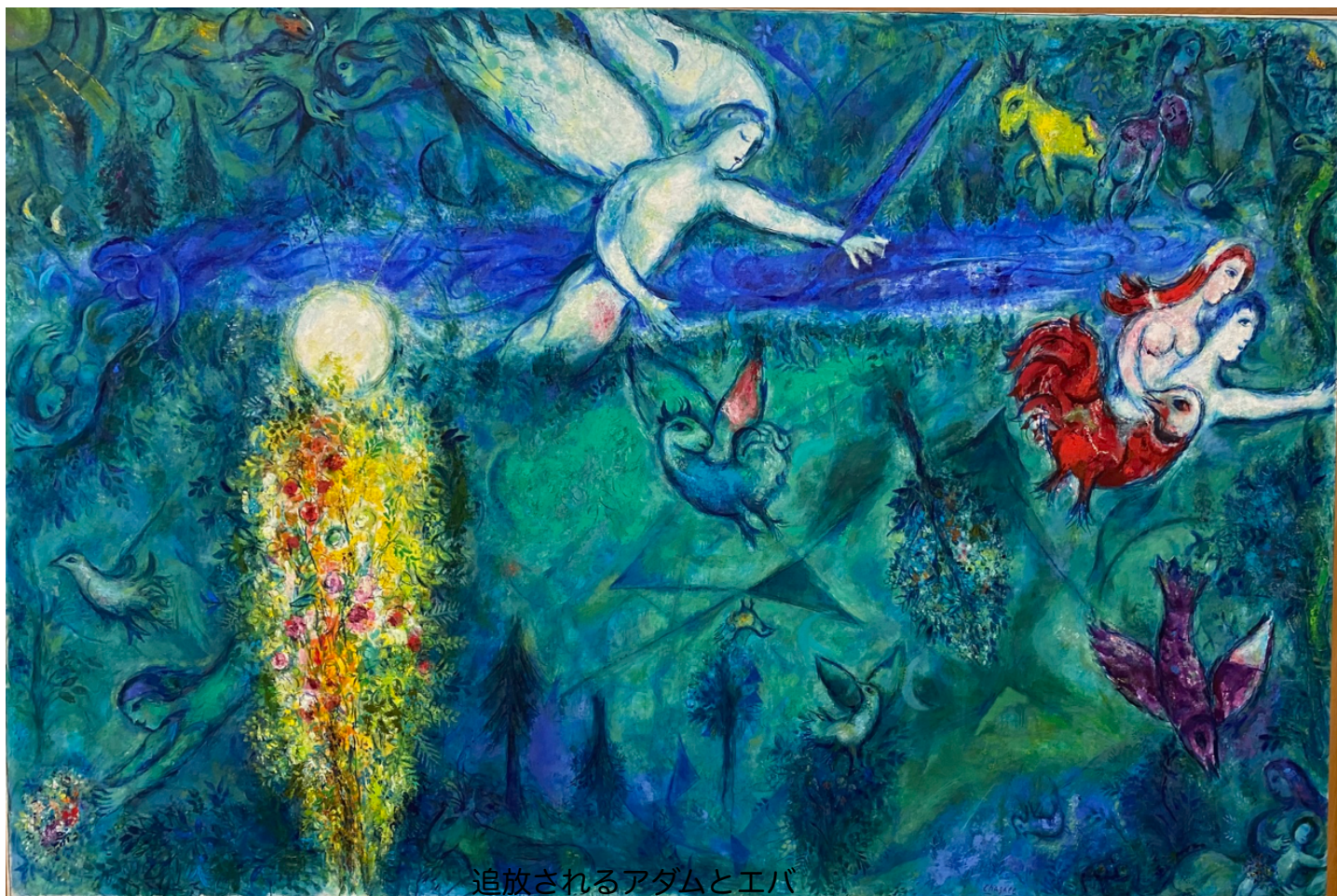
「イサクの犠牲」「ヤコブの夢」「ヤコブと天使の闘い」「モーセと燃える茨」「岩を打つモーセ」「律法の石版を受け取るモーセ」の12点である。シャガール天性の色が語りかけてくる聖書のメッセージは見る人の心を強く捉える。1973年7月7日美術館落成式時のシャガールの挨拶文を一部引用したい。

イサクの犠牲 ↓

「若い頃から聖

書に魅せられてきました。いつの時代であっても聖書は最も豊かな詩情の源だと思ってきましたし、今もそう思います。私はずっと人生と芸術の中にその反映を求めて来ました。聖書は自然の共鳴の如くであり、私はそこに秘められたものを伝えようとしたのです。(中略)人々が心の安らぎ、精神性、信仰心、人生の意味を見出せるようにこれらの作品をこの地に残しておきたいのです。(中略)すべての命は終焉に至らざるを得ないのであれば、私たちの命がある限り、その命を愛と希望の色に塗っていかなければならないのです。」

(文・写真・古賀順子)



追放されるアダムとエバ